

青森県報

第三千五百三十三号

平成二十四年
五月一日
(火曜日)

目次

告 示

地籍調査事業計画	……………	(農村整備課)	…	一
基本測量の終了	……………	(監理課)	…	一
右 同	……………	(同)	…	二
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	……………	(会計管理課)	…	二
公 告	……………			
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 同法第十条第二項の規定による公告	……………	(県民生化課)	…	二
右 同	……………	(同)	…	二
建設業者の許可の取消し	……………	(三八地域局)	…	三
右 同	……………	(下北地域局)	…	三
正 誤	……………			
平成二十四年三月三十日号外第二十一号公営企業中	……………	(病院経営企画室)	…	四

告

示

青森県告示第三百七十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第二項の規定により、平成

二十四年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたと、同条第五項の規定により公示する。

平成二十四年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
青森市	大字大谷字山ノ内の一部、大字岩渡字熊沢の一部、字小谷の一部、字イカマリの一部、大字細越字外長沢の一部、字内長沢の一部	平成二十四年五月一日から平成二十五年三月三十一日まで
弘前市	大字下湯口字扇田、字村元、大字土堂字長瀬、字早川、大字藤代字平田、字広田、大字石渡字玉水、字大保、一丁目	
八戸市	大字白銀町字砂森、字人形沢、字下夕通、字北側本町、字洲賀端の一部、大字鮫町字冷水の一部、字小長根、大字根城字牛ヶ沢、字馬場頭、字中崎、大字鮫町字巻久保、字蟻子、字居合、字上松苗場	
五所川原市	金木町嘉瀬東嘉瀬山の一部、金木町喜良市小田川山の一部	
むつ市	小川町一丁目の一部、小川町二丁目の一部、金谷一丁目の一部、金谷二丁目の一部、松山町の一部、大字田名部字松山の一部	

青森県告示第三百七十六号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量)

二 作業期間

平成二十三年五月九日から平成二十四年三月三十一日まで
 三 作業地域
 県内全域

青森県告示第三百七十七号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（災害復興計画基図作成）

二 作業期間

平成二十三年六月十三日から平成二十四年三月三十一日まで

三 作業地域

八戸市

階上町

青森県告示第三百七十八号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

十和田おいらせ農業協同組合横
 浜町支店

上北郡横浜町字寺下

を

十和田おいらせ農業協同組合横
 浜町支店

上北郡横浜町字塚名平

に改める。

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年四月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人尾上蔵保存利活用促進会

三 代表者の氏名

佐藤 正道

四 主たる事務所の所在地

平川市猿賀南野五三の一〇

五 定款に記載された目的

この法人は、町内外の住民に対して、尾上に存在する蔵保存と利活用の促進、蔵所有者はじめ地域住民の意識高揚、農村景観の維持発展及び地域資源の保全と創造、グリーン・ツーリズム事業推進及び地域農業再構築や食文化の創造等をテーマとした情報発信事業等を行い、農業と農村のもつ豊かさ、農村文化の漂う町づくり、ひいては農業・農村活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款

変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年四月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人四木の郷

三 代表者の氏名

下田 定雄

四 主たる事務所の所在地

上北郡六戸町大字犬落瀬字四木七七の一八五

五 定款に記載された目的

この法人は、誰もが住みよい社会の構築を目指して、六戸町及びその周辺地域に在住する障害がある者に対し、相談活動や福祉サービスを行い、農工・園芸などの作業体験や共同生活を営む中で、地域住民や様々な人々との交流を通して、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社名久井興業

二 代表者の氏名 名久井 良友

三 主たる営業所の所在地 三戸郡三戸町大字梅内字城ノ下一六の五

四 許可番号 青森県知事許可（般 二一）第一七一一七七号

五 取消年月日 平成二十四年三月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成二十三年三月四日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社藤井電気

二 代表者の氏名 佐々木 俊秋

三 主たる営業所の所在地 むつ市小川町二丁目六の五

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第八九五五号

五 取消年月日 平成二十四年三月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

電気通信工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成二十四年二月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

正 誤

平成24年 号外第二号	発行年月日 番号
病院事業 管理規程	区 分
第四号	番 号
五	ペ ー ジ
下	段
後ろから 五	行
「中央病院病理指導監 査」に改める。 「中央病院臨床検査指導監 査」	誤
「中央病院病理指導監 査」に、 「中央病院臨床検査指導監 査」を「中央病院医療連携部 次長」に改める。	正

病院局経営企画室

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七 七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一 銭	